

改正後	改正前
<p>(材料)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (削る) (略)</p> <p>三 (七) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(非常止め装置等)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 通電部分と通電部分の外被との間の絶縁効力が、耐電圧試験において、日本工業規格C八二〇一—四—一 (低圧開閉装置及び制御装置—第四部：接触器及びモータースターター—第一節：電気機械式接触器及びモータースターター) に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(穴あけ)</p> <p>第三十八条 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり及び割れが生じない方法によってあけられていなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第四十三条 エレベーターのうち、特殊な構造のもの又は国際規格等に基づき製造されたものであつて、前各章の規定を適用することが困難</p>	<p>(材料)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 日本工業規格G三二〇四 (リベット用丸鋼)</p> <p>三 (八) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>(非常止め装置等)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>ハ 通電部分と通電部分の外被との間の絶縁効力が、絶縁抵抗試験及び耐電圧試験において、日本工業規格C八二〇一—四—一 (低圧開閉装置及び制御装置—第四部：接触器及びモータースターター—第一節：電気機械式接触器及びモータースターター) に定める基準に適合するものであること。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(穴あけ)</p> <p>第三十八条 構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり、まくれ及び割れが生じない方法によってあけられていなければならない。</p> <p>(適用除外)</p> <p>第四十三条 次の各号のいずれかに該当するエレベーターで前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が</p>

なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認められた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

(削る)

(削る)

前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認められた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

二||一|| 輸入したエレベーター

特殊な構造のエレベーター